○東北地方整備局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十八日　東北地方整備局長　津田　修一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
いわき市常磐関船町上関三番一から同市常磐湯本町下浅貝一〇三番一まで	前	一五・三四～四三・三七メートル
	後	一五・三四～四八・八八メートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○東北地方整備局告示第八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十八日　東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
六号	いわき市常磐関船町上関三番一から同市常磐湯本町下浅貝一〇三番一まで	東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月二十八日

○東北地方整備局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十八日　東北地方整備局長　津田　修一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
いわき市常磐湯本町八仙二〇番一一から同市常磐湯本町上川一五番一まで	前	一〇・二六～四九・九〇メートル
	後	一〇・二六～四一・七九メートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○東北地方整備局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十八日　東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
六号	いわき市常磐湯本町八仙二〇番一一から同市常磐湯本町上川一五番一まで	東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月二十八日

○東北地方整備局告示第九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十八日　東北地方整備局長　津田　修一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
山形県東置賜郡高畠町大字糠野目字鎌塚台四二四八番三から同町大字糠野目字鎌塚台四二四一四番五まで	前	一八・二七～八一・一九メートル
	後	一八・二七～二二・〇四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○関東地方整備局告示第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十八日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第十七号矢板都市計画道路事業

三・四・八号片岡西通り

三　事業施行期間　自平成十五年一月二十七日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十八日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　神奈川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年関東地方整備局告示第二百三十二号秦野都市計画道路事業三・四・十号曽屋鶴巻線

三　事業施行期間　自平成二十二年四月二十日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし